

## 難病医療支援病院の指定方針について

令和5年3月31日をもって、難病医療連携拠点病院、難病医療支援病院の指定期間が終了することに伴い、難病医療支援病院について、今後の指定方針について見直しを図る必要がある。

なお、難病医療拠点病院については、いままでの難病対策協議会での意見を踏まえ、現状の4病院を指定する方向で進めたい。

## 県としての方針

難病医療支援病院の役割は、

- ① 主要な難病について、診断、標準治療を提供することにより、患者の居住地における療養を支える。
- ② 緊急時等に難病患者を受け入れ、診療の一部を担う。
- ③ 県が実施する難病対策事業に協力する。
- ④ 各地域内の医療機関連携を促進する。

ことであり、上記の役割を果たすことのできる医療機関を指定し、患者の診断、治療をより早く適切に行うことができる体制を作る。

## 指定の考え方

- ・現状指定されている医療機関については、上記の役割を果たしており、現状の体制を大きく変更する必要はない。
- ・更なる医療提供体制強化を進めるにあたり、一部指定要件を変更し、患者にとってよりよい環境を整える。



## 結論

- ・現状の指定要件を一部変更し、公募を行い指定する。
- ・現状指定している医療機関については、指定を希望する場合、継続して指定する。(原則、要件を満たす場合)

## 神奈川県難病医療支援病院 認定要件（案）

### 診療体制について

- ・ 難病法施行規則第15条第1項第1号イに該当する者（難病指定医かつ専門医資格を持つ医師）が20名以上在職していること。
- ・ 救急病院として指定されていること。
- ・ 保険医療機関であること。
- ・ 緊急時等の難病患者の受け入れ及び診療に意欲的であることを行うこと。
- ・ かながわ難病情報連携センターや難病対策地域協議会等との連携構築に協力する意思があること。
- ・ 難病に係る相談を受けることができる、医療ソーシャルワーカーが在籍していること。
- ・ 臨床調査個人票のオンライン化に意欲的であること。

### 診療実績について

- ・ 別表1に定める指定難病について、申請の前年度の年間治療実績が4疾患群以上であり、かつ別表1に掲げる疾病が含まれていること。

### 研修体制について

- ・ 拠点病院が実施する研修に定期的に参加する意思があること。
- ・ 病院内や各地域において、指定難病に関する啓発活動を定期的に行っていること。

### 患者への情報提供について

- ・ 自施設で対応できる指定難病について、別紙様式を参考に、病院ホームページで情報提供すること。
- ・ 指定難病と診断された患者が適時に医療費助成を受けられるよう、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等が連携して、指定難病医療費助成制度の認定基準、申請方法などについて説明する体制が整っていること。